

➤ 「総合口座取引規定」

改定前	改定後 (改定箇所を下線を引いています)
<p>1. 総合口座取引</p> <p>(1) 当店における次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。</p> <p>① 普通預金</p> <p>② 定期預金、…（中略）</p> <p>③ ②の定期預金等を担保とする当座貸越</p> <p>なお、2021年10月8日までに当行所定の方法で届け出た場合は国債等公共債（以下「国債等」といいます。）預り、および当該国債等を担保とする当座貸越も、総合口座として利用することができます。</p>	<p>1. 総合口座取引</p> <p>(1) 当店における次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。</p> <p>① 普通預金</p> <p>② 定期預金、…（中略）</p> <p>③ ②の定期預金等を担保とする当座貸越</p> <p><u>④2021年10月8日までに当行所定の方法で届け出た国債等公共債（以下「国債等」といいます。）預り、および当該国債等を担保とする当座貸越。ただし、2022年6月以降、毎月最終営業日時点で当該国債等を担保とした当座貸越の利用がない場合は、以降、当該国債等を担保とした当座貸越の利用が出来なくなります（当行は公共債口座について総合口座契約の解約を行うことができるものとします）。なお、総合口座契約のある口座では国債等の購入および振替（当行が振替先）は行えません。</u></p>
<p>2. 取扱店の範囲</p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。</p> <p>(2) 定期預金等の預入れ…（中略）</p> <p>(3) 国債等の購入、売却（中途換金）は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。振替は当店のみで取扱います。</p>	<p>2. 取扱店の範囲</p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。</p> <p>(2) 定期預金等の預入れ…（中略）</p> <p><u>(3) 削除</u></p>
<p>8. 貸越金利息等</p> <p>(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、…（中略）</p> <p>③ この取引の定期預金等の全額の解約、国債等の全部の売却（中途換金）、振替または償還により、定期預金等、国債等のいずれの残高も零となった場合には、①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。…（後略）</p>	<p>8. 貸越金利息等</p> <p>(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、…（中略）</p> <p>③ この取引の定期預金等の全額の解約、国債等の全部の売却（中途換金）、振替または償還により、定期預金等、国債等のいずれの残高も零となった場合、<u>「1. 総合口座取引」(1)④により公共債口座の総合口座契約を解約する場合には、①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。…（後略）</u></p>

➤ 「振替決済口座管理規定」、「地方債証券等振替決済口座管理規定」

改定前	改定後 (改定箇所の下線を引いています)
<p>第 2 条 (取引の要件)</p> <p>(1) この取引は、お客さまが当行に対し第 4 条に定める方法により申し込みを行い、当行がこれを承諾することにより開始します。… (中略)</p> <p>(4) すでにこの取引を開始しているお客さまが、外国籍もしくは外国永住権を有するまたは有するに至ったときは、取引の一部または全部を行えない場合があります。</p>	<p>第 2 条 (取引の要件)</p> <p>(1) この取引は、お客さまが当行に対し第 4 条に定める方法により申し込みを行い、当行がこれを承諾することにより開始します。… (中略)</p> <p>(4) すでにこの取引を開始しているお客さまが、外国籍もしくは外国永住権を有するまたは有するに至ったときは、取引の一部または全部を行えない場合があります。</p> <p><u>(5) 当該振替決済口座に総合口座契約がある場合は、購入や振替等による新たな残高の受入をすることはできません。</u></p>

以上